

【啓発コーナー】

通信販売は「クーリング・オフ」できません!

家にいながら、買い物できる通信販売。最近では、テレビ通販やカタログ・チラシでの通販の他、時間を気にせず注文できるインターネット通販を利用する人も多くなっています。しかし、一方で、返品できない、商品が届かない、お試しのつもりが、定期購入になっていた等の、通信販売に関する相談も多く寄せられています。

【トラブル事例】

インターネット通販で、前々から欲しかったスニーカーを見つけ、注文した。
通常履いている靴と同じサイズの物を注文したが、届いた物を履いてみると、少々小さくきつかった。
業者に、メールで返品若しくはサイズの交換を申し出たが、「お客様の都合による返品・交換は不可」と記載しており、交換はできないとの回答であった。
交換ができないなら、クーリング・オフしたいと再度メールをしたところ、通信販売には、クーリング・オフは適用されないとのことだった。



うちの店は、「お客様都合での返品・交換は、一切お断り!」なんですのよホーホッホ!!

エ〜っ、そんな! サイズが合わないんだから、交換してよ!



このようなトラブルを防ぐためには

- ★通信販売は、「クーリング・オフができない」ということに注意しましょう。
- ★商品を注文する際には、「返品・交換ができるかどうか」、「返品・交換ができる条件は何か」等(返品特約といえます)に関する記載等を、しっかり確認するようにしましょう。
- ★インターネット通販を利用する際は、掲載されている商品画像や注文画面、業者からのメールなどは、画面を保存したり、印刷しておきましょう。

対応に困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!
消費者ホットライン ☎188(いやや!)

【生活情報コーナー】

ご存じですか? 木綿豆腐と絹ごし豆腐は、何が違うのかな?

ビールのお供に、冷や奴や枝豆が美味しい季節になりました。どちらも大豆(が主原料)ですが、今日は豆腐のお話です。

皆さん、普段何気なく購入にしている豆腐

豆腐にも、いろんな種類がありますが代表的な物に、「木綿豆腐」と「絹ごし豆腐」があるのは、皆さんご存じのとおりです。

でも、その違いを知っている人は少ないのではないのでしょうか?



え〜!僕は、知らなかったアリ!



今回は、豆腐の作り方をとおして、木綿豆腐と絹ごし豆腐の違いをご紹介します。

一般的な豆腐の作り方

- ① 大豆を8〜18時間水につける(浸漬)
- ② この大豆に、水を加えながら白などですりつぶします。これを「呉」といいます。
- ③ 「呉」を煮沸し、豆乳とおからに分けます。
※ここまでは、木綿豆腐も絹ごし豆腐も同じです。



木綿豆腐の場合

- ④ 豆乳ににがり(凝固剤)を加え、ある程度固める
- ⑤ 固まった物を砕き、あらかじめ木綿の布を敷いた、水抜き穴のある箱型に流し入れ、重しをし、水分を抜きながら固める。
※最後の工程で豆腐に着いた木綿の布目から、木綿豆腐と呼ばれるようになったということです。

私は、知っていたぞ!



絹ごし豆腐の場合

- ④ 豆乳を穴のない箱形に流し込み、にがり(凝固剤)を加え固めます。
※この際、重しをしたり、箱に布を敷くことはありませんが、木綿豆腐よりも濃厚な豆乳を使います。

口当たりは粗いけれども、素朴な味わいの木綿豆腐に対して、絹ごし豆腐は、なめらかな口当たりや見た目から、絹ごし豆腐と名付けられました。

皆は、知っていたかな?



料理をする際には、煮たり、焼いたり、揚げたりする場合は、しっかり堅い木綿豆腐が適しており、絹ごし豆腐は、冷や奴や湯豆腐等、豆腐そのものを楽しむのに適していると言われますが、好みは人それぞれなので、自分の好みで豆腐を楽しんではいかがでしょうか。

平成30年度 消費生活相談の概要

1 相談件数

平成30年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ1,050件(14.5%)減少し、**6,183件**でした。この他、市町村の消費生活相談窓口にも、4,812件の相談が寄せられました。

2 苦情相談の状況

(1) 相談者の年代 ※60歳代と70歳以上で、全体の45%を占めています。



(2) 苦情の多い主な品目

順位	品目	件数	主な相談内容
1(2)	商品一般	815(1,098)	ハガキ等による架空請求
2(1)	放送・コンテンツ等	809(1,419)	情報サイト料金の不当請求
3(4)	レンタル・リース・貸借	260(299)	アパート退去時の敷金トラブル
4(3)	融資サービス	249(301)	多重債務・ヤミ金融
5(6)	健康食品	242(215)	定期購入・解約時のトラブル
6(5)	インターネット通信サービス	194(253)	インターネット回線の契約トラブル

()内は、昨年度の順位及び件数

(3) 購入形態別の苦情件数

店舗以外での購入は、下記のとおりです。全体の約半数を占めています。

順位	形態別	件数	主な品目
1	通信販売	1,724	放送・コンテンツ等、健康食品
2	訪問販売	508	新聞、放送・コンテンツ等
3	電話勧誘販売	336	インターネット通信サービス、健康食品
4	マルチ・マルチまがい取引	136	健康食品、化粧品
5	その他無店舗販売 ※	39	移動通信サービス、飲料
6	訪問購入	29	アクセサリ
7	ネガティブ・オプション(送りつけ高法)	8	書籍・印刷物、海産物

※その他無店舗販売：移動販売車、展示会等通常の店舗以外での販売

(4) 年代別の相談内容

60歳代及び70歳以上を除く各年代においては「放送・コンテンツ等」(情報サイト料金の不当請求)に関する相談が最も多くなっています。60歳代及び70歳以上では「商品一般」(ハガキ等による架空請求)が最も多くなっています。

二番目に多いのは、20歳30歳代では「レンタル・リース・貸借」(アパート退去時の敷金トラブル)、40歳代では「商品一般、レンタル・リース・貸借、融資サービス(多重債務・ヤミ金融)」、50歳代では「商品一般」、60歳代、70歳以上では「放送・コンテンツ等」となっています。

(5) 多重債務に関する相談の状況

多重債務に関する相談は年々減少しており、平成30年度は、前年度に比べ47件減少し、193件でした。

[お知らせコーナー]

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

● 延岡市消費生活センター	☎0982-22-7056	月～金 8:30～17:15
● 日向地区広域消費生活センター	☎0982-55-9111	月～金 8:30～17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎0983-23-2110	月～金 8:25～17:10
● 宮崎市消費生活センター	☎0985-21-1755	月～金 8:30～17:00
● 日南串間消費生活センター	☎0987-23-4390	月～金 9:00～16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎0984-23-1179	月～金 9:00～16:00
● 都城市消費生活センター	☎0986-23-7154	月～金 9:00～16:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎0986-52-0999	月～金 9:00～16:00

宮崎県消費生活センターのご案内

来所される場合は必ず事前にお電話ください。

● 宮崎県消費生活センター	☎0985-25-0999	月～金 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎0982-31-0999	

※終了時刻の30分前までにお電話ください

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- くらしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭でできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、注意を呼びかける「出前講座」を行っています。職場の研修や高齢者クラブ、自治会、PTA、学校など県内どこへでも伺います。詳しいことは、お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

【消費生活センター】

☎0985-32-7171

【都城支所】

☎0986-24-0998

【延岡支所】

☎0982-31-0998

消費者教育コーナー新設のご案内

県消費生活センターのホームページに、消費者教育コーナーを設けています。教材や実践事例などの資料を掲載していますので、消費者教育に携わっていらっしゃる方、興味のある方は、是非一度、ご覧ください。

宮崎県消費生活センターホームページは

こんにちはのアリ?

検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)

